

事業主の皆さまへ シニア歓迎求人票を 作成してみませんか？

労働力人口が減少してきており、若者労働力の獲得が困難となっている中、就労を希望するシニア層が増加している状況です（※1）。シニア層の中には、特定の業務に対する専門的な知識や業務をこなすスキル・コミュニケーション能力・豊富な経験によって培われたスキル等をお持ちの方もおられます。そういった人材の獲得は人手不足解消につながるのではないのでしょうか。

（※1）★ハローワーク枚方 求職者数（令和6年11月現在）

フルタイム		パートタイム	
30歳～	約1100人	30歳～	約600人
40歳～	約1200人	40歳～	約730人
50歳～	約1500人	50歳～	約1000人
60歳以上	約1000人	60歳以上	約1900人



◎シニア歓迎求人を作成するには・・・

定年制ありで、雇用期間の定めがなく、定年年齢以上の採用可能性がある場合、シニア歓迎求人として作成ができます。

〈定年制あり〉

定年年齢以上の採用可能性あり

1 同条件
(歓迎求人作成可)

「求人に関する特記事項欄」に「求人票の内容と同条件で採用」又は「条件あり」などと記載をしましょう。

2 条件あり (1年更新等)
(歓迎求人作成可)

〈求人票の「求人に関する特記事項欄」への記入例〉

定年年齢が60歳の場合

- ① 60歳以上の方も応募可（同条件）※年齢欄は不問
- ② 60歳以上の方も応募可（1年更新）

〈契約期間を設けている年齢不問求人でもシニア歓迎求人作成可〉

◎高齢者等の特定年齢層の雇用促進として 60歳以上の高齢者に限定して募集することも可能です。

〈求人票の「年齢欄」への記入例〉

年齢制限あり〔60歳以上〕

〈年齢制限の該当事由〉高齢者等の特定年齢層の雇用促進のため

求職者の声



- ・面接で実際に会って欲しいです。
- ・年齢で判断しないで欲しいです。
- ・体力に自信や各種資格をお持ちの高齢者もいますよ。

* 高齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保措置が義務づけられています。

- 65歳までの定年年齢引き上げ
- 定年の定め廃止
- 65歳までの継続雇用制度導入

（継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です）



* 令和3年4月1日から70歳までの就業確保措置が努力義務として新設されました。

求職者に分かりやすく、見てもらえる求人票を作成するため、募集職種の各項目について、具体的な記載をお願いします

◎職種と仕事内容



求人票はどこを見られているか？
・仕事内容 ・就業時間 ・就業場所

〈例〉 屋外 屋内（冷暖房 有 ・ 無 ）

清掃業 <input type="checkbox"/> 階段の昇降 <input type="checkbox"/> トイレ掃除	警備業 <input type="checkbox"/> 制服の貸与 <input type="checkbox"/> 施設内警備	製造業 <input type="checkbox"/> 軽作業 <input type="checkbox"/> 袋詰め <input type="checkbox"/> ライン作業	倉庫作業 <input type="checkbox"/> 荷物仕分け <input type="checkbox"/> 重量物の有無 <input type="checkbox"/> 梱包作業	その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--	--	--	---	--

◎応募する方が、作業内容をイメージ出来るように記載しましょう

- 立ち仕事 目視作業 初心者指導あり
- P C 作業 運転作業 資格が必要な仕事
- 電話対応 体力を使う仕事（・○○k g の重量物 ・個数 ・台車の有無）

◎必要な経験や資格の有無など具体的に記入 履歴書等では伝えきれない経験やスキルを面接で確認できます

- （経験欄） 不問 △△経験○年以上
 （資格欄） 不問 ○○資格必須

（経験欄・資格欄について「あれば尚可」の場合、できるだけ不問とした方が応募しやすい）

◎就労条件緩和が可能な場合、検討をお願いします

- 1日の労働時間 _____ h ~ _____ h 労働時間応相談
 週 _____ 日 ~ _____ 日 週労働 _____ 時間 ~ _____ 時間
 残業 有 ・ 無
深夜勤務 早朝勤務
副業・兼業可 見学可
 休日 土 日 祝 その他 _____



職種別の詳細は、ハローワーク枚方のHPに掲載の「魅力ある求人票作りのポイント」をご覧ください。

ハローワーク枚方のHPへ→



ハローワーク枚方からのお願い

- ◎求人票の記載内容は必ずご確認ください。
面接時に求人票と異なる条件を提示しないようにお願いします。
- ◎採否結果は、応募者・ハローワークの双方へ期限内に連絡してください。
→期限内に選考結果が出ない場合も、必ず応募者へ連絡してください。



お問い合わせ先

ハローワーク枚方 事業所サービス部門
 〒573-0031 枚方市岡本町7-1(枚方ビオルネ6F)
 T E L : 072-841-3363 (部門コード 31#)

ご利用時間：8：30～17：15（月～金）
 ※ただし、求人申込み受付窓口は16：00まで
 【土・日・休祝日・年末年始休み】